

医療法人三省会 行動計画

さらなる女性活躍推進に向けて次のように行動計画を策定し女性が活躍できる環境を整える。

【女性活躍推進法】

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 10年 3月31日までの5年間

2. 当法人の課題

1 職員の女性比率が高いため、全女性職員に占める管理職割合が低い

2 部門、職種により有休休暇取得率にばらつきがある

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 管理職に占める女性割合を55%以上にする

<取組内容>

●令和5年4月～ 育児休業取得者に対しキャリア形成の為の勉強会に参加させる。

目標2 有給休暇取得率を高める 90%以上

<取組内容>

●令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を各所属長へ連絡し、達成状況を共有。

●令和6年4月～ 前年度の達成状況の集計。
未達成部門へのヒヤリング及び対策の検討。
必要に応じ採用活動、業務調整を行う。